

# 滋賀県希望が丘文化公園活性化事業

## 基本協定書（案）

令和8年5月

滋賀県

滋賀県希望が丘文化公園活性化事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、滋賀県（以下「甲」という。）と、●●グループの代表企業である●●、その他の構成員である●●および●●、ならびに協力企業である●●および●●（以下、代表企業、その他の構成員および協力企業を総称して「乙」という。）は、本事業を対象とした総合評価一般競争入札により乙が落札者として決定されたことを確認し、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的として、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業者」とは、本協定に基づき乙により設立される、甲と本事業に関する事業契約を締結する特別目的会社をいう。
- (2) 「協力企業」とは、構成員でないものであって、本事業にかかる業務の一部を事業者から直接受託し、または請け負う者として提案書類に協力企業として記載されている者（本協定締結日以後、甲の同意を得て協力企業が変更された場合は当該変更後の者）をいう。
- (3) 「構成員」とは、事業者株主として出資を行う企業であって、本事業にかかる業務の一部を事業者から直接受託しまたは請け負う者として提案書類に構成員として記載されている者をいう。
- (4) 「参加表明書等」とは、乙が入札説明書等に基づいて参加資格審査のために甲に提出した令和8年●月●日付参加表明書（その添付書類等を含む。）をいう。
- (5) 「事業期間」とは、事業契約が締結されるまでは入札説明書等に記載された本事業の期間をいい、事業契約が締結された後は事業契約において定められた本事業の期間をいう。
- (6) 「事業契約」とは、本事業の実施に関して、甲と事業者との間で締結される滋賀県希望が丘文化公園活性化事業 事業契約書をいう。
- (7) 「代表企業」とは、構成員のうち乙を代表する企業として提案書類に記載された●●をいう。
- (8) 「提案書類」とは、乙が令和8年●月●日付で甲に提出した本事業の実施に係る提案書類一式、提案書類に関する甲からの質問書に対する回答書その他提案書類の説明または補足として乙が本協定締結日までに甲に提出して受理されたその他一切の資料をいう。
- (9) 「入札説明書等」とは、令和8年●月●日付で公表された、本事業に係る入札説明書、要求水準書、様式集、落札者決定基準、基本協定書（案）および事業契約書（案）ならびにその他の本事業の入札手続に関して甲が公表しまたは乙に提示した資料（いずれも別添・別冊・別紙関連資料その他一切の附属書類を含み、その後入札までに公表されたそれらの変更および修正を含む。）をいう。

(基本的合意)

第2条 甲および乙は、本事業に関して、総合評価一般競争入札により、乙が落札者として決定されたことを確認する。

2 乙は、入札説明書等の内容を十分に理解しこれに同意したこと、および入札説明書等に記載の条件を遵守の上、甲に対し提案書類を提出したものであることを確認し、提案書類に記載の内容を誠実に履行するものとする。

3 乙は、本事業の入札手続において設置された選定委員会が提案書類に関して述べた意見、その他甲からの要望事項を尊重しなければならない。但し、意見または要望事項が入札説明書等に記載の条件から逸脱している場合は、この限りではない。

(事業者の設立)

第3条 乙は、事業契約の仮契約の締結日までに、入札説明書等、提案書類および次の各号の定めに従って事業者を設立し、設立後速やかに事業者の履歴事項全部証明書、定款の原本証明付写しおよび株主名簿の原本証明付写しを事業者から甲に提出させる。その後登記事項、定款または株主名簿が変更された場合も同様とする。

(1) 事業者は会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）に定める株式会社とし、定款上の本店所在地を滋賀県内とする。

(2) 事業者の資本金は【●】円以上とする。

(3) 事業者の定款の目的には、本事業の遂行に必要な事項のみを記載する。

(4) 事業者は、会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、その発行する全ての株式を同法第2条第17号に定める譲渡制限株式とし、新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合には、その発行する全ての新株予約権を同法第243条第2項第2号に定める譲渡制限新株予約権とする。ただし、同法第107条第2項第1号ロに定める事項および同法第140条第5項但書に定める事項については、定款に定めてはならない。

(5) 事業者における事業年度は、毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする1年間とする。ただし、最初の事業年度の始期は事業者の設立日とする。

(6) 事業者は、会社法第326条第2項に基づき、定款の定めによって取締役会および監査役を設置しなければならない。

2 事業者は、設立後速やかに、別紙1の様式の確認書を甲に提出するとともに、選任された取締役および監査役の氏名、選定された代表取締役の氏名ならびに会計監査人を選任した場合は当該会計監査人の氏名または名称を甲に通知する。取締役、監査役、代表取締役または会計監査人の変更がなされた場合も同様とする。

3 代表企業およびその他の構成員は、第1項各号の規定に反することとなるような事業者の定款変更を行わせてはならず、また、甲の事前の同意がある場合を除き、事業者に合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割または事業譲渡その他会社の組織の変更を行わせてはならない。

(事業者の株主)

第4条 代表企業およびその他の構成員は、第3条第1項の規定に基づき事業者を設立するに当たり、別紙2に代表企業およびその他の構成員の出資分として記載されている株数および金額の出資を行う。

2 乙は、事業者の増資により第3条第1項第2号の条件を満たすことを計画している場合、事業者の設立時において、代表企業および増資時における出資予定者から甲に対し、増資計画書を提出させるものとする。

3 代表企業およびその他の構成員は、次の各号の事項を誓約し、かつ、事業者の設立時、事業契約の仮契約の締結およびその後の株主または資本金の変更時において、その時々事業者の各株主をして、次の各号の事項を誓約させるとともに、その後の株主または資本金の変更後直ちに、別紙3の様式の誓約書を提出させなければならない。

(1) 事業者の株主構成に関し、事業期間が終了するまでの間、代表企業およびその他の構成員の議決権保有割合の合計が（種類株式、新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合は希薄化前および希薄化後の双方において）50%を超えており、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大となることを維持すること。

(2) 事業者が株式、新株予約権または新株予約権付社債を新規発行しようとする場合には、各株主は、これらの発行を承認する株主総会において、前号に定める議決権保有割合を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。

(3) 事業者の各株主は、事業期間中、その保有する事業者の議決権株式を継続して保有するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、議決権株式ならびに議決権株式を対象とする新株予約権および新株予約権付社債（以下「議決権株式等」という。）について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならない。

(4) 事業者の各株主は、甲の事前の書面による承諾を得て、その所有に係る事業者の議決権株式等に関する権利義務を譲渡しようとする場合には、当該譲受人に別紙3の様式の誓約書と同様の内容の誓約書を事前に甲に提出させること。

(5) 事業者の各株主は、事業者が入札説明書等および提案書類に従って本事業を遂行していない場合、事業契約に規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、甲の要求に従って、甲と事業者との協議に参加し、事業者に関する情報を甲に提供すること。

4 事業者の各株主は、前項各号の誓約事項の内容を担保するため、株主間契約を締結し、その内容を証するため、締結後速やかに、当該株主間契約の原本証明付写しを甲に提出しなければならない。事業者の株主に変更が生じた場合には、事業者の各株主は、当該新株主を株主間契約の当事者に含める旨の変更を行い、変更後速やかに、変更後の株主間契約の原本証明付写しを甲に提出しなければならない。

5 事業者の各株主が第3項第4号の規定に従って事業者の議決権株式等を第三者に譲渡する場合には、予め当該第三者をして、本協定に基づく譲渡人の権利義務を承継させなければならない。

(事業契約の締結)

第5条 甲および乙は、本協定に従い、事業契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、速やかに甲と事業者の間で事業契約が締結されるよう最大限の努力をする。

2 甲および乙は、事業契約の締結に当たり入札説明書等および提案書類についてその内容を確定することが困難な事項がある場合は、入札説明書等において示された本事業の目的、理念に照らしてその内容を明確化することとし、甲から請求があった場合には、乙は速やかに提案書類の詳細を明確にするために必要または相当として甲が合理的に要求する資料（提案金額の内訳書を含む。）その他の書面および情報を提出する。

3 甲および事業者は、令和9年4月を目途として事業契約の仮契約を締結する。

4 第1項および前項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、次の各号のいずれかの事由が本事業の入札手続に関して生じたときは、甲は事業契約の仮契約または本契約を締結しない。

(1) 乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、または乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令または独占禁止法第7条もしくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれかまたは乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令または排除措置命令」という。）において、独占禁止法第3条または第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令または排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条または第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間および当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の入札手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、本事業が、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙のいずれか（その役員または使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6もしくは第198条または独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

5 甲は、第1項および第3項の規定にかかわらず、乙が入札説明書等に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、または乙が入札説明書等に定め

る参加資格要件を欠くに至ったとき（ただし、これに対応する手当てを行い、甲の承諾を得た場合を除く。）は、事業契約の仮契約または本契約を締結しないことができる。

6 乙は、乙が入札説明書等に基づいて甲に提出した参加表明書等の内容につき、虚偽の記載がないことを表明および保証する。甲は、第1項および第3項の規定にかかわらず、乙が提出した参加表明書等に虚偽の記載があったと認められるときは、事業契約の仮契約または本契約を締結しないことができる。

7 甲および乙は、事業契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

#### （準備行為）

第6条 乙は、事業者の設立または事業契約の締結前であっても、自らの費用と責任において入札説明書等および提案書類を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 乙は、事業者の設立後速やかに、前項に規定する乙が行った準備行為を事業者に引き継ぐものとする。

3 乙は、第1項に規定する準備行為において、提案書類において入札説明書等を満たさないおそれのある部分があることが判明した場合は、事業契約の締結の前後を問わず事業者の責めに帰すべき事由に基づく変更として、当該部分について入札説明書等を充足するために必要な設計変更その他の措置を講じるものとする。

4 乙は、前項の設計変更その他の措置について本事業の遂行に影響が生じないように対応しなければならない。

#### （資金調達協力義務）

第7条 乙は、提案書類中の事業計画に係る提案（以下「事業計画提案」という。）に従って事業者に出資等の資金の供与を行い、乙以外の株主に事業者への出資を行わせるとともに、金融機関からの借入れ等の乙以外からの事業者の資金調達について事業計画提案に従って実現されるよう努めなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づく資金調達を行うに当たり、事業者に対して融資を行う金融機関（以下「融資金融機関」という。）が決定した場合には、融資金融機関の名称その他の詳細を直ちに甲に通知し、融資金融機関と事業者との融資契約締結後に融資契約および担保契約等の契約書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、融資金融機関の取得する担保権の行使等に関する融資金融機関と甲との協定の締結について、必要な協力を行わなければならない。

#### （業務の委託等）

第8条 乙は、事業者をして、別紙4に記載された本事業に関する各業務について、別紙4記載の者（以下「受託者等」という。）にそれぞれ委託し、または請け負わせるものとし、別紙4記載の期限を目処に、各業務に関する業務委託契約または請負契約を締結せしめ、契約締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させる。

2 乙は、前項の委託または請負に係る契約の内容が入札説明書等および提案書類に従ったものとなるように、受託者等をして誠実に業務を遂行させなければならない。

(事業契約の不成立)

第9条 甲および乙いずれの責めにも帰すべからざる事由により、事業契約の本契約の締結に至らなかった場合には、甲および乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲乙間に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(違約金)

第10条 前条の規定にかかわらず、本事業の入札手続に関し、第5条第4項各号のいずれかの事由が生じたことにより、甲と事業者が事業契約の仮契約または本契約の締結に至らなかった場合は、乙は連帯して、提案書類に記載された甲が事業者を支払うべき本事業に係るサービス対価の総額の100分の10に相当する金額を甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 事業契約の締結後において、本事業の入札手続に関し、第5条第4項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合は、甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙は連帯して、提案書類に記載された甲が事業者を支払うべき本事業に係るサービス対価の総額の100分の10に相当する金額（事業契約の規定に基づき同一の事由について甲が事業者から違約金の支払いを受けている場合は、当該受領済みの金額を控除する。）を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、本事業の入札手続に関し、第5条第4項各号のいずれかの事由が生じていたことに関して甲が被った損害のうち、当該違約金（前項については事業者が支払った違約金を含む。）を超過する部分について、甲は乙に損害賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第11条 本協定の各当事者は、本事業または本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者（事業者を除く。）に開示または漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、または開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (6) 甲が法令または情報公開条例等に基づき開示する情報

2 本協定の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

3 前項の場合において、本協定の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、第4条第5項に基づき行われる場合または甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位ならびに本協定に基づく権利および義務を第三者に譲渡もしくは承継させ、または担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本協定の変更)

第13条 本協定は、甲および乙全員の書面での合意がなければ変更することができない。

(本協定の有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業期間の末日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条から第12条まで、本条本項および第15条から第17条までの規定の効力は、本協定の有効期間終了後も存続する。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法)

第16条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(裁判管轄)

第17条 本協定に関する紛争(調停を含む。)については、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

以上を証するため、本協定書●通を作成し、甲および乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和9年●月●日

甲：滋賀県

乙：

代表企業

構成員

構成員

協力企業

協力企業

## 別紙1 事業者の確認書

### 確 認 書

【事業者】は、滋賀県希望が丘文化公園活性化事業に関し、滋賀県と、落札者の代表企業、その他の構成員および協力企業との間で令和9年●月●日付で締結された滋賀県希望が丘文化公園活性化事業基本協定書（以下「基本協定書」といいます。）の趣旨および内容を了解したことを確認し、基本協定書の各条項を遵守することを誓約いたします。なお、特に明示の無い限り、本確認書において用いられる用語の定義は、基本協定書に定めるとおりとします。

令和9年●月●日

事業者

別紙2 出資予定表

株主名	参加区分	引受株式数	出資引受額
●	代表企業	普通株式●株	●円
●	構成員	普通株式●株	●円
●	構成員	普通株式●株	●円
	合計	普通株式●株	●円

令和●年●月●日

滋賀県知事 殿

株 主 誓 約 書

●●、●●、●●および●●（以下「当社ら」という。）は、●●（以下「事業者」という。）の株主として、滋賀県（以下「県」という。）と当社らとの間で締結された令和9年●月●日付滋賀県希望が丘文化公園活性化事業基本協定書（以下「本協定」という。）第4条第3項に基づき、本日付をもって、県に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明および保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本株主誓約書において用いられる用語の定義は、本協定に定めるとおりとします。

記

1. 事業者が、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は●株であり、うち●株を●●が、●株を●●が、および●株を●●が、それぞれ保有していること。
3. 事業者の本日現在における株主構成は、代表企業およびその他の構成員である●●および●●の議決権保有割合の合計が（種類株式、新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合は希薄化前および希薄化後のいずれについても）50%を超えており、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
4. 事業者が、株式、新株予約権または新株予約権付社債を新規発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項に定める議決権保有割合を維持することが可能か否かを考慮した上で、その保有する議決権を行使すること。
5. 当社らは、事業期間中、その保有する事業者の議決権株式を継続して保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、議決権株式ならびに議決権株式を対象とする新株予約権および新株予約権付社債（以下「議決権株式等」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。以下「譲渡等」という。）を行わないこと。

6. 当社は、県の事前の書面による承諾を得て、その所有に係る事業者の議決権株式等に関する権利義務を譲渡しようとする場合には、当該譲受人に本誓約書と同様の内容の誓約書を事前に県に提出させること。
7. 当社は、事業者が入札説明書等および提案書類に従って本事業を遂行していない場合、事業契約に規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、県の要求に従って、県と事業者との協議に参加し、事業者に関する情報を県に提供すること。
8. 当社は、県の要請により、県が別途定める様式および内容の株式担保権設定契約書を締結の上、自己の保有する事業者の株式に対し、県のために株式担保権を設定し、その対抗要件を具備するものとする。

以 上

代表企業 ●●

構成員 ●●

構成員 ●●

その他の株主 ●●

別紙4 業務委託・請負企業一覧・契約締結期限

業務名	受託・請負企業名	契約締結期限